報道関係各位

令和7年9月26日

# 有機酒類の輸出入が可能になります!

- 〇2025 年 10 月 1 日(水曜日)から、英国、米国、オーストラリア、ニュージーランド との間で有機酒類の同等性が発効。
- ○輸出入に係る手数料や手間が軽減され、有機日本酒等の輸出拡大が期待。

2025 年 10 月 1 日(水曜日)から、有機 JAS 認証を受けた有機酒類について、 有機(organic)と表示して、英国及び米国へ輸出できるようになります。これによ り、有機日本酒等の輸出拡大が期待されます。

また、輸入については、英国、米国、オーストラリア及びニュージーランドによる認証を受けた有機酒類に、JAS制度に基づき「有機」等と表示することができるようになります。



#### 1. 経緯

これまで、有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品については、日本と英国、 米国、オーストラリア及びニュージーランドとの間において有機 JAS 制度に基づく輸出入がなされていました(英国及びニュージーランドについては有機畜産物及びその加工食品を除く)。

2022 年 10 月から有機酒類が有機 JAS の対象になったことから、農林水産省及び国税庁が英国、米国、オーストラリア及びニュージーランドと協議を行ってきた結果、有機酒類についても、有機 JAS 制度に基づき輸出入できるようにな

りました。これにより、有機食品の輸出入に係る手数料や手間が軽減され、輸出 拡大が期待されます。

## 2. 日本と英国の輸出入について

有機酒類に関し、英国と合意した相互承認の内容は次のとおりです。

- (1)日本から英国への輸出について
  - 1.対象範囲

有機 JAS 制度に基づき、最終的に日本国内で製造、加工され、格付された 有機酒類

2.生產基準

有機加工食品の日本農林規格(令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第18号)

3. 発効日

2025年10月1日(水曜日)

- (2)英国から日本への輸入について
  - 1.対象範囲

英国の有機制度に基づき、最終的に英国内で製造、加工され、認証された 有機酒類

2.生產基準

イングランド、スコットランド及びウェールズにおいては、Regulation (EC) No 834/2007

北アイルランドにおいては、Regulation (EU) 2018/848

3.発効日

2025年10月1日(水曜日)

### 3. 日本と米国の輸出入について

有機酒類に関し、米国と合意した相互承認の内容は次のとおりです。

### (1)日本から米国への輸出について

1.対象範囲

有機 JAS 制度に基づき、最終的に日本国内で製造、加工され、格付された 有機酒類

2. 生產基準

有機加工食品の日本農林規格(令和4年9月1日財務省・農林水産省告示 第18号)

3.発効日

2025年10月1日(水曜日)

- (2)米国から日本への輸入について
  - 1.対象範囲

米国の有機制度に基づき、最終的に米国内で製造、加工され、認証された 有機酒類

2. 生產基準

National Organic Program

3. 発効日

2025年10月1日(水曜日)

### 4. 日本とオーストラリアの輸出入について

有機酒類に関し、オーストラリアと合意した内容は次のとおりです。

(1)日本からオーストラリアへの輸出について

オーストラリアの有機制度では、第三者認証等の根拠に基づき「オーガニック」等の表示をすることができます。これまでどおり、有機 JAS 制度に基づき格付された有機酒類は「オーガニック」等の表示をして輸出可能です。

(2)オーストラリアから日本への輸入について

1.対象範囲

オーストラリアの有機制度に基づき、最終的にオーストラリア内で製造、 加工され、認証された有機酒類

2.生產基準

National Standard for Organic and Biodynamic Produce

3. 発効日

2025年10月1日(水曜日)

# 5. 日本とニュージーランドの輸出入について

有機酒類に関し、ニュージーランドと合意した内容は次のとおりです。

(1)日本からニュージーランドへの輸出について

ニュージーランドの有機制度では、第三者認証等の根拠に基づき「オーガニック」等の表示をすることができます。これまでどおり、有機 JAS 制度に基づき格付された有機酒類は「オーガニック」等の表示をして輸出可能です。

- (2)ニュージーランドから日本への輸入について
  - 1.対象範囲

ニュージーランドの有機制度に基づき、最終的にニュージーランド内で製造、加工され、認証された有機酒類

2.生產基準

Official Organic Assurance Programme

3. 発効日

2025年10月1日(水曜日)

#### 6. 参考

有機農産物等の輸出入に関する情報については、農林水産省ホームページを ご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\_kikaku/yuuki.html

# 7. 添付資料

有機 JAS 制度について (PDF: 419KB)

有機食品の同等性について (PDF:323KB)



お問合せ先

大臣官房新事業・食品産業部

食品製造課基準認証室

担当者:佐藤、是枝

代表: 03-3502-8111 (内線 4482)

ダイヤルイン:03-6744-7139

## 有機JAS制度について

# 1. 制度の概要



JAS法に基づき、「有機JAS」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者に「有機JASマーク」の使用を認める制度。

農産物、畜産物及び加工食品は、有機JASマークが付されたものでなければ、「有機〇〇」と表示できない。

## 2. 有機JAS

諸外国と同様に、コーデックス(食品の国際規格を定める機関)のガイドラインに準拠し、農畜産業に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方式の基準を規定。

- 有機農産物にあっては、堆肥等で土作りを行い、化学合成肥料及び農薬の不使用を基本として栽培
- 有機畜産物にあっては、有機農産物等の給与、過剰な動物医薬品等の 使用の制限、動物福祉への配慮等により飼養
- 〇 これらの生産に当たっては、遺伝子組み換え技術は使用禁止

など

# 3. 有機認証制度の相互承認

有機認証について他国の制度を自国の制度と同等と認め、相手国の有機認証品を自国の有機認証品として取り扱う国家間の取決め。

日本と有機同等性を相互承認した国・地域(令和7年10月1日現在)

	農産物	農産物加工食品 (酒類を除く)	酒類	畜産物及び 畜産物加工食品
米国	0	0	〇(予定)	0
EU	0	0	0	0
カナダ	0	0	0	0
台湾	0	0	0	_
英国	0	0	〇(予定)	_
スイス	0	0	_	0

# 有機認証制度の同等性について

- 諸外国の多くは、「有機」の名称表示を規制。
  - (その国・地域の有機認証を受けた産品でなければ「有機」と表示できない)
- 一方、国家・地域間で有機の認証体制等について「同等性」が認められれば、他国・地域の有機認証を自国・地域の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可能。 これを「有機同等性」という。
- 日本について有機同等性を承認した国・地域(令和7年10月1日現在)

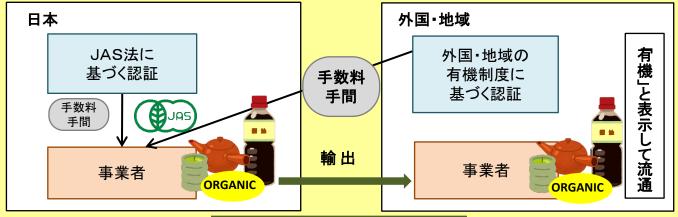
	農産物	農産物加工食品 (酒類を除く)	酒類	畜産物及び 畜産物加工食品
米国	0	0	〇(予定)	0
EU	0	0	0	0
カナダ	0	0	0	0
台湾	0	0	0	_
英国	0	0	〇(予定)	_
スイス	0	0	-	0

豪州、NZなど、日本の有機制度に基づく有機食品であれば輸出可能な国もある(有機同等性の承認は不要)。

### (参考)日本から外国・地域への有機農産物等の輸出

#### 【有機同等性が認められていない場合】

日本の事業者は、<u>外国・地域の有機認証を受けなければ</u>、「有機」と表示した農産物等の<u>輸出ができない</u>。



#### 有機同等性が認められれば

## 【有機同等性が認められた場合】

日本の事業者は、JAS法に基づく認証を受ければ、外国・地域の有機認証を受けずに「有機」と表示した農産物等の輸出が可能。

